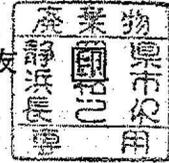


浜環産第255号  
平成31年2月27日

様

浜松市長 鈴木 康友



公文書部分公開決定通知書

平成31年2月18日付けで請求のあった公文書の公開については、浜松市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を公開することと決定したので通知します。

記

公文書の件名	1.産廃業者ミダックによる奥山地域の産廃最終処分場設置許可申請告示301号に関わる意見募集で提出された意見書のすべて 2.1の各意見書に対する行政の見解書
公開の日時	平成31年3月1日(金) 10時00分
公開の場所	文書行政課市政情報室
公開しない部分	1.に関する文書 【個人に関する情報】 ・個人の氏名、住所、連絡先の部分 2.に関する文書 全部
公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	1.に関する文書 【個人に関する情報】 浜松市情報公開条例第7条第2号に該当 意見書には個人の氏名、住所、連絡先が含まれており、特定の個人を識別できるため。 2.に関する文書 浜松市情報公開条例第11条第2項に該当 文書不存在のため
主管課	浜松市環境部産業廃棄物対策課 電話番号 053-453-6190
備考	写しに要する費用(白黒コピー) 10円×34枚=340円

- 注 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ主管課に連絡してください。
- 3 公開決定に係る公文書の部分に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を公開することができなくなる場合があります。
- 4 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、~~実施機関~~市長に対して審査請求をすることができます。
- 5 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 6 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

No. \_\_\_\_\_

浜松市環境部産業廃棄物対策課へ

今後 ミダックから出る産業廃棄物が

住民におよぼされる災害・被害の責任

は、浜松市でとるのか、国が取るのか

それとも、ミダックで取りますと誓約書を

もらうか。国山に出る以上は、どうして

もらいたい。

50年後、100年後のことを考え浜松市

も責任をもち、許可を出しているのだ

から、責任を持たないのではあれば、許可

をいさめてほしい。

[Redacted signature area]

373 27-71 (32x27)



# 浜松市告示301号の意見書



[Redacted]

2018/05/30 (水) 10:35

宛先:浜松市 産業廃棄物対策課 <sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp>;

(1) [Redacted]

(2) 株式会社 ミダック

(3) 浜松市北区引佐町奥山1397-195 産業廃棄物の最終処分場

(4) 意見

・産業廃棄物の処分場への移動時の梱包状態はどうなっているのか、また降雨時は変化するのか？

・処分場への廃棄時、シート等カバーはするのか、また降雨時は変化する

か？

・産業廃棄物が大雨災害等で、土石流のようにならないか？

・大地震等で亀裂が生じ廃棄物汚水が地下に入らないか？

## 浜松市告示第301号に対する意見書

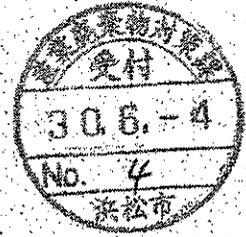
株式会社ミダック  
産業廃棄物の最終処分場  
浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆

## 意見内容

先ず、法律で施設に対する住民への説明会の関係範囲が半径500mになっていることで説明会の開催はされてきているが、私たちはその施設の神宮寺川の下流の水源を活用して稲作農業をしています。そのような人たちにこそ安心して稲作農業あるいは水が安心して使用できることを説明すべきと考えます。  
浜松市も本当に安心できる設備ならば、法律に合致しているから関係者の範囲を限定せず堂々と業者に指導すべきではありませんか。  
今回のこのような設備は、行政にとり必要であることは誰もが考えていると思いますが、原発の処理同様総論はやむ無しでも、各論は反対になります。  
設備の設置場所は、我々の対策委員会が何度も何度も意見を出しているにもかかわらず聞く耳を持たない行政にも不満があります。  
絶対にこの地に最終処分場は作らない、作らせないよう子々孫々に安心して生活できるようにしてください。



意見書



(1) 氏名 [Redacted]  
住所 [Redacted]  
電話番号 [Redacted]

(2) 株式会社ミダック

(3) 浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆  
産業廃棄物の最終処分場

(4) 埋立作業は1期から順次4期まで区割りして行うようであるが、  
それぞれの埋立中の降雨時浸出水の処理能力の安全性が懸念される。

# 意見書



(1) 提出者



(2) 対象者 株式会社 ミダック

(3) 設置場所 浜松市北区引佐町奥山 1397番195他35筆

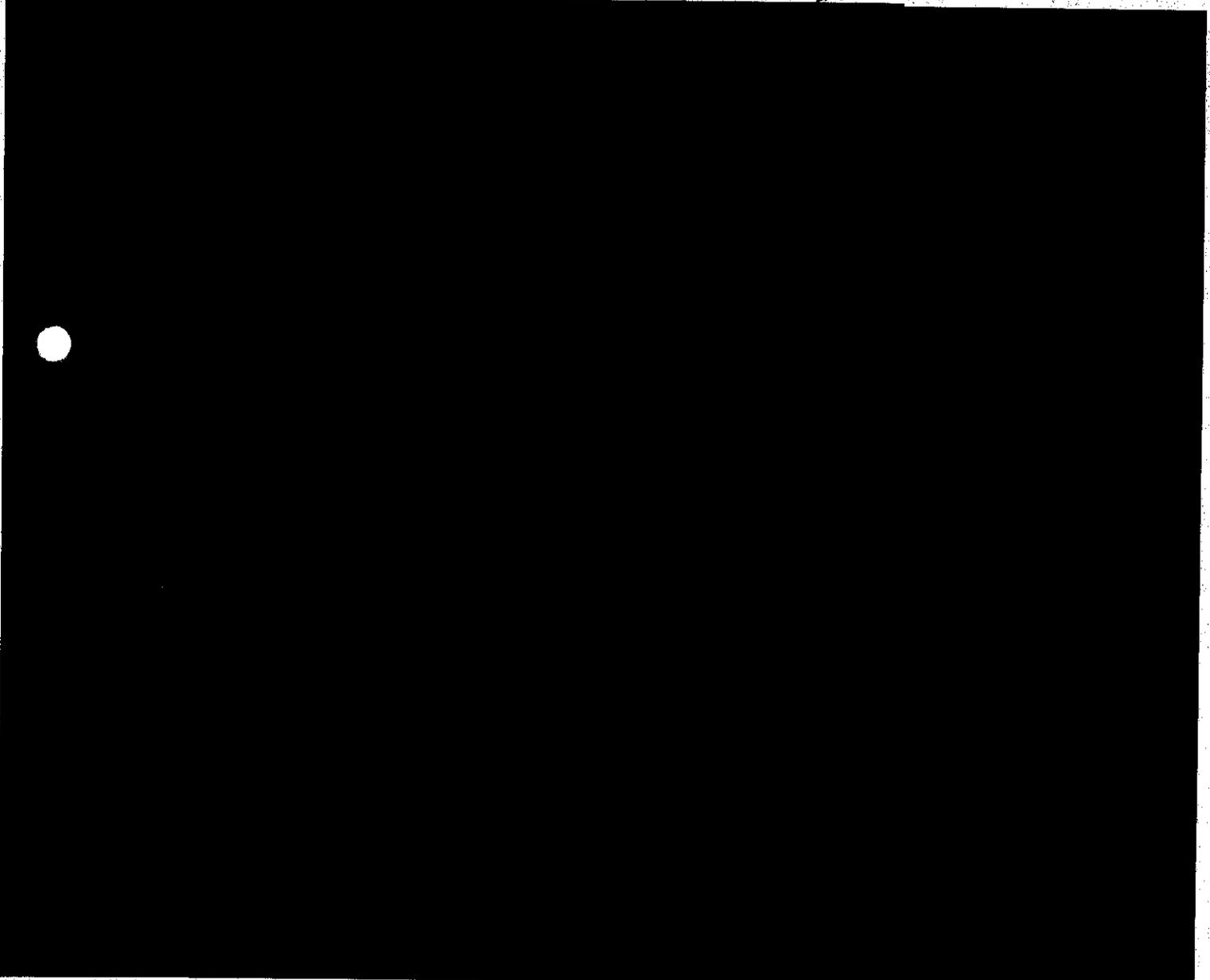
(4) 種類 産業廃棄物の最終処分場

連名提出者

名前

住所

電話番号



神宮寺川流域の水田耕作者です。

今回上流に設置計画されている産業廃棄物最終処分場に非常に不安を持っております。

有害物質を含んだ汚染水が川に流れ込み、それが水田に流れ込んで、今まで通りの安全で安心な米作りができなくなってしまうのではないかと？

水俣病やイタイイタイ病のような健康被害の心配はないのか？ 風評被害でお米を買ってもらえなくなるのではないかと？ そうなれば「水田をやめろ」をえなくなり、田が荒れてしまうのではないかと？

そんな不安が後を絶ちません。我々にとっては死活問題です。そのような中で我々、農業かんがいの用水の水利権を持つ水田関係者に対し、今まで何一つ説明がありません。このような中で認可をだすような事は絶対に許しません。

我々水田関係者に対し、十分な説明をする説明会を開催する事を強く望みます。

全員に返信 | 削除 迷惑メール |



## 廃棄物処理場に対する意見書

[Redacted]

昨日, 22:12

浜松市 産業廃棄物対策課

全員に返信 |

### 1. 提出者 名称 住所 連絡先 代表者氏名

[Redacted]

### 2. 設置者の名称 代表者氏名 株式会社ミダック 代表取締役 矢坂橋 一志

### 3. 廃棄物処理場施設の設置場所 種類 浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆 産業廃棄物最終処分場

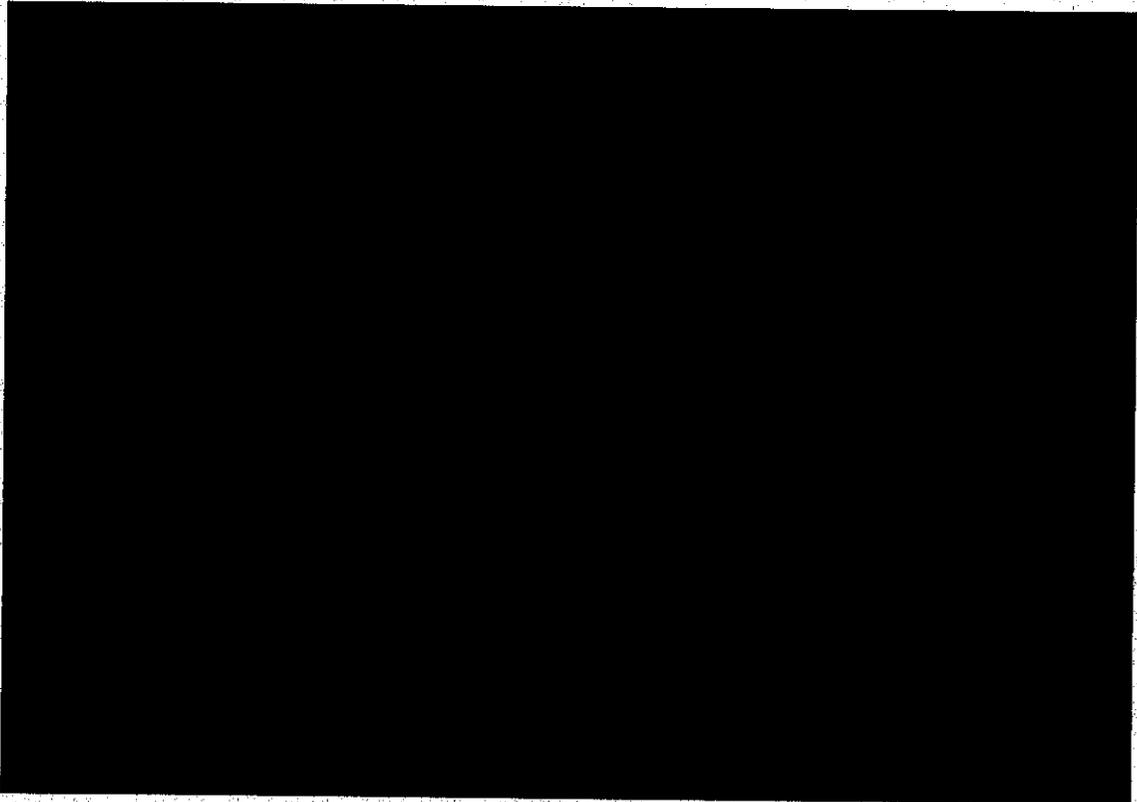
4. 意見  
私たち引佐町内の認定農業者から廃棄物処理場設置について不安の声を聞きます。  
特に水稻農家からは利用する水が汚泥や廃油などに汚染されないか、汚染水が流れ出ないように  
するシートが破れたりする心配はないのかなど。  
以前、意見書に対する見解書を読みましたがそれでも地元農家の方々が不安を抱えているため  
引佐の認定農業者に対し設置しても農業環境に悪影響は全く無いという説明会を開いていただきたいと思えます。



「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」への意見書

平成 30 年 6 月 4 日

(1) 提出者並びに提出者連絡先



(2) 意見の対象となる設置者の氏名又は名称

株式会社ミダック

浜松市東区有玉南町 2163 番地

代表取締役 矢板橋一志

(3) 産廃物処理施設の設置等の場所及び種類

場所 浜松市北区引佐町奥山 1379 番 195 他 35 筆

種類 産業廃棄物の最終処分場

( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハ )

(4) 意見

以下の 2 頁から 4 頁までに詳細を記す

本件設置許可申請書の「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の項目に記載される16品目の内、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじんの9品目において新たに「水銀含有」や「水銀使用製品」の記述がある。

これら水銀含有の廃棄物については、平成22年に提出された「産業廃棄物処理施設設置等事業計画書」には水銀使用及び水銀含有廃棄物に係る記載は無い。

水銀廃棄物の処理については、1989年に採択された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」や2013年に採択された「水銀に関する水俣条約」で示されているように、水銀の大気中における長距離移動性や環境中の残留性、そして生物体内における蓄積性が懸念される化学物質と認識され、廃棄物中の水銀の回収・安定化・固型化が厳しく義務付けられている。また、平成29年6月の環境省による「水銀廃棄物ガイドライン」に水銀を含む廃棄物の適正な処理方法が示されているが、本件設置許可申請書や付随する別紙及び報告書にはこれら水銀含有廃棄物の濃度に関わる記載はおろか、水銀廃棄物の回収や最終処分に至る判定基準に係る検査測定、水銀廃棄物の硫化や固型化及び安定化に係る具体的な対応や措置についての記載はない。

本件処分場については次の理由から設置を中止するべきであり、許可を出すべきではない。このような不明・不足の資料に基づく許可は、違法である。

- ① 設置許可申請の内容に水銀廃棄物の措置に係る不明もしくは調査不足があり、住民生活環境上の適正な審査が為されていない。
- ② ①に加えて、最終処分場の構造上洪水・災害の危険がある。
- ③ 雨水や地下水及び地下滞留水の汚染により、下流域住民の生活環境上の被害、並びにその他の利水に甚大な被害が生じる。



別紙

株式会社ミダツ 環境部

平成 22 年 9 月 27 日

受取印  
 住所 浜松市東区有馬町1-13番地  
 氏名 株式会社 ミダツ  
 代表取締役 矢野 隆  
 電話番号 053-471-1111

29.9.27  
 No. 浜松市

環境部への届出及び申請に関する事務等に必要事項の記載により、環境部へ申請書類の提出の許可を受けたいので、関係書類及び届出を添付して申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	浜松市東区引佐町奥山1397番地195 他35等
産業廃棄物処理施設の種類の名称	管理型最終処分場
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に当該産業廃棄物処理施設が適合する場合は、その旨を記す。）	燃え殻（水溶性有機物含有じん等を含む）、汚泥（水溶性有機物含有燃え殻及び水溶性有機物含有じん等を含む）、焼油（タービン油類に限る。）、廃プラスチック類（紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石炭灰汚染廃棄物及び水溶性有機物含有燃え殻を含む）、紙さい、がれき類（じん、じん等を含む）、がれき類（石炭灰汚染廃棄物を含む）、じん、じん（水溶性有機物含有じん等を含む）、法令別外類（産業廃棄物、特定有害焼石綿等） 以上11品目

届出書様式（第2種関係）

届出申請 瀬木 剛次 様

平成 22 年 9 月 27 日

住所 浜松市東区有馬町2162番  
 氏名 株式会社 ミダツ  
 代表取締役 矢野 隆

産業廃棄物処理施設設置等事業計画書

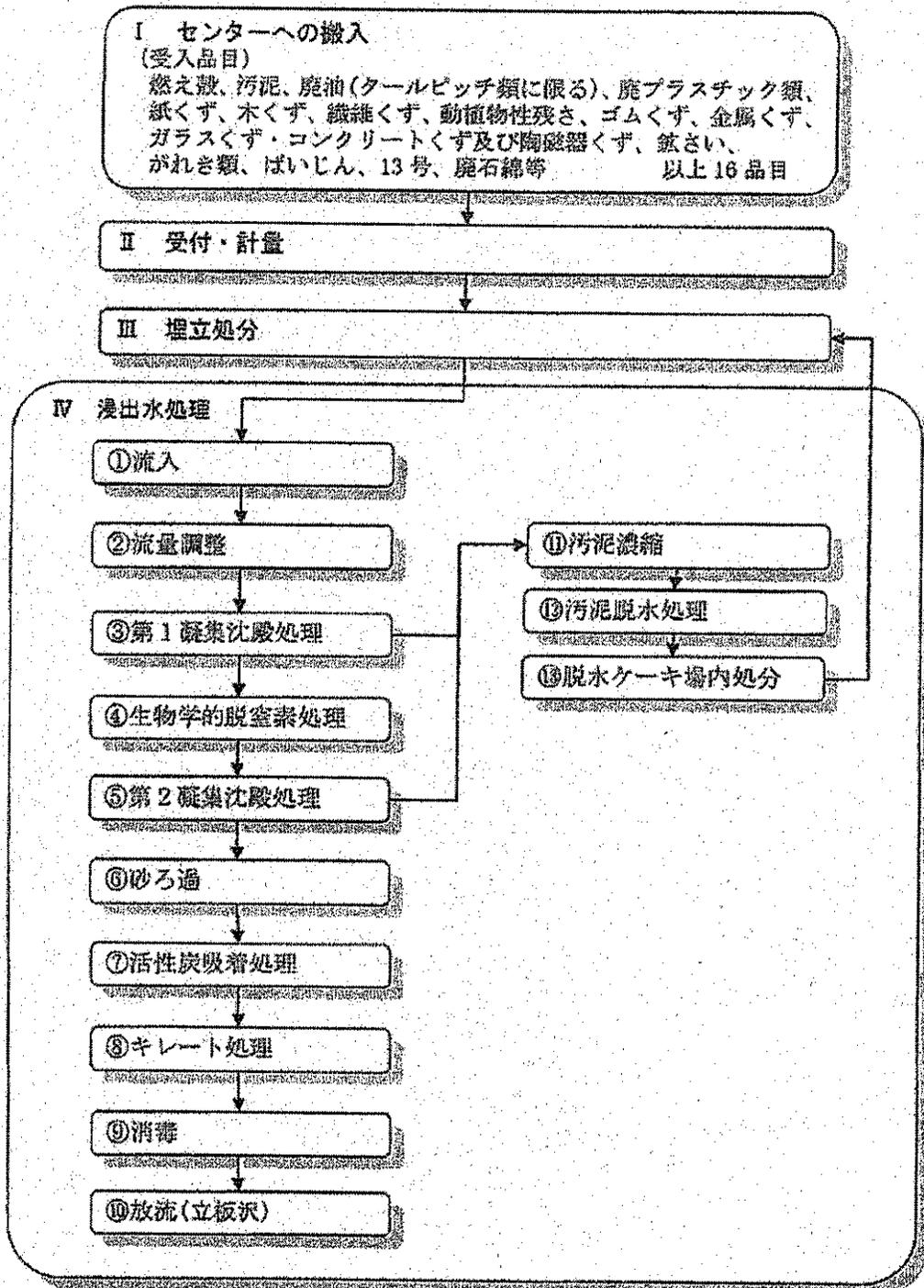
浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

1. 産業廃棄物処理施設の設置等の目的	産業廃棄物の適正処理推進のため
2. 産業廃棄物処理施設の設置等の場所	浜松市東区引佐町奥山1397番地195 他35等
3. 産業廃棄物処理施設の種類の名称	(1) 産業廃棄物及び一般廃棄物(※)の最終処分場(管理型最終処分場) (2) 産業廃棄物及び一般廃棄物(※)の解体施設
4. 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	(1) 管理型最終処分場 (産業廃棄物) 燃え殻、汚泥、廃油(タービン油類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙さい、がれき類(じん、じん、13品目 以上16品目) (特別管理産業廃棄物) 特定有害焼石綿等 以上1品目 (一般廃棄物) (予定※) 燃え殻、粗大ごみ等 (2) 解体処理施設 (産業廃棄物) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上 7品目 (一般廃棄物) (予定※) 粗大ごみ等
	<管理型最終処分場>

## 1.2 産業廃棄物処理施設の処理方式

産業廃棄物最終処分場（管理型）として、埋立処分を行う。

最終処分場の処理工程を以下に示す。

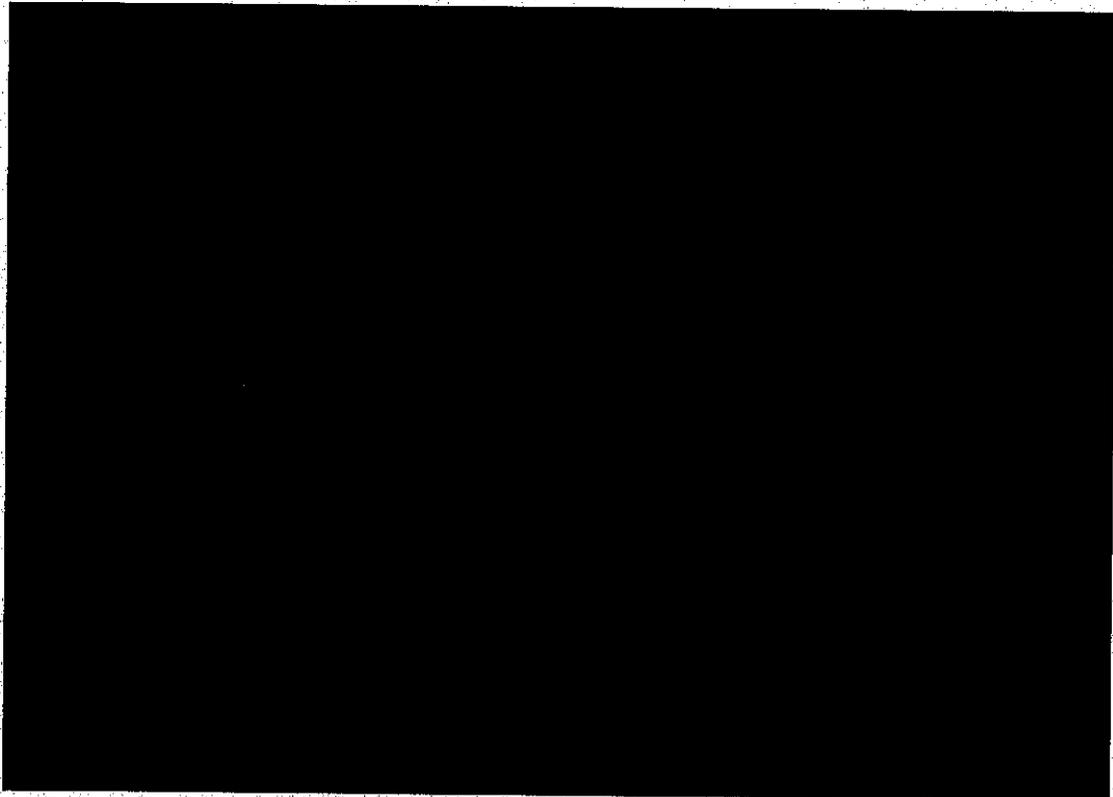




「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」への意見書

平成 30 年 6 月 4 日

(1) 提出者並びに提出者連絡先



(2) 意見の対象となる設置者の氏名又は名称

株式会社ミダック

浜松市東区有玉南町 2163 番地

代表取締役 矢板橋一志

(3) 産廃物処理施設の設置等の場所及び種類

場所 浜松市北区引佐町奥山 1379 番 195 他 35 筆

種類 産業廃棄物の最終処分場

( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハ )

(4) 意見

以下の 2 頁から 9 頁までに詳細を記す

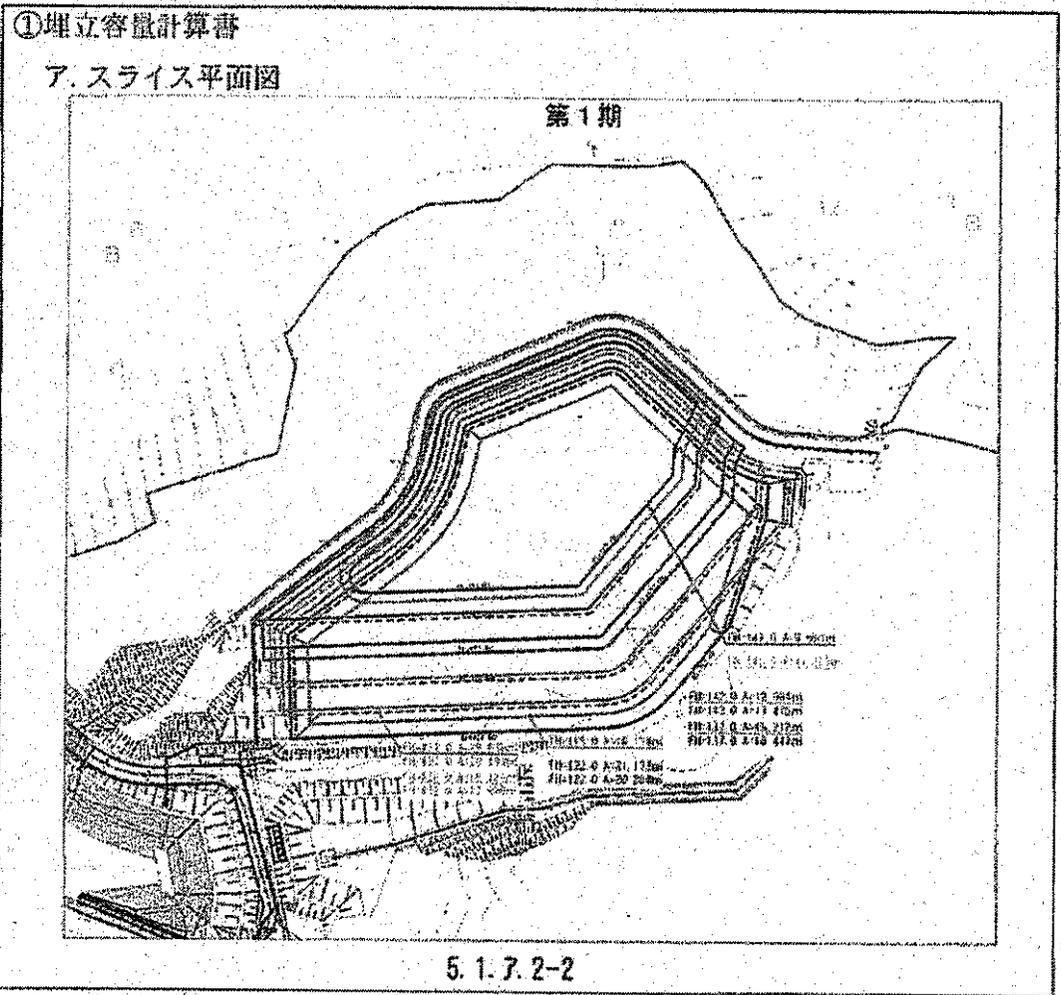
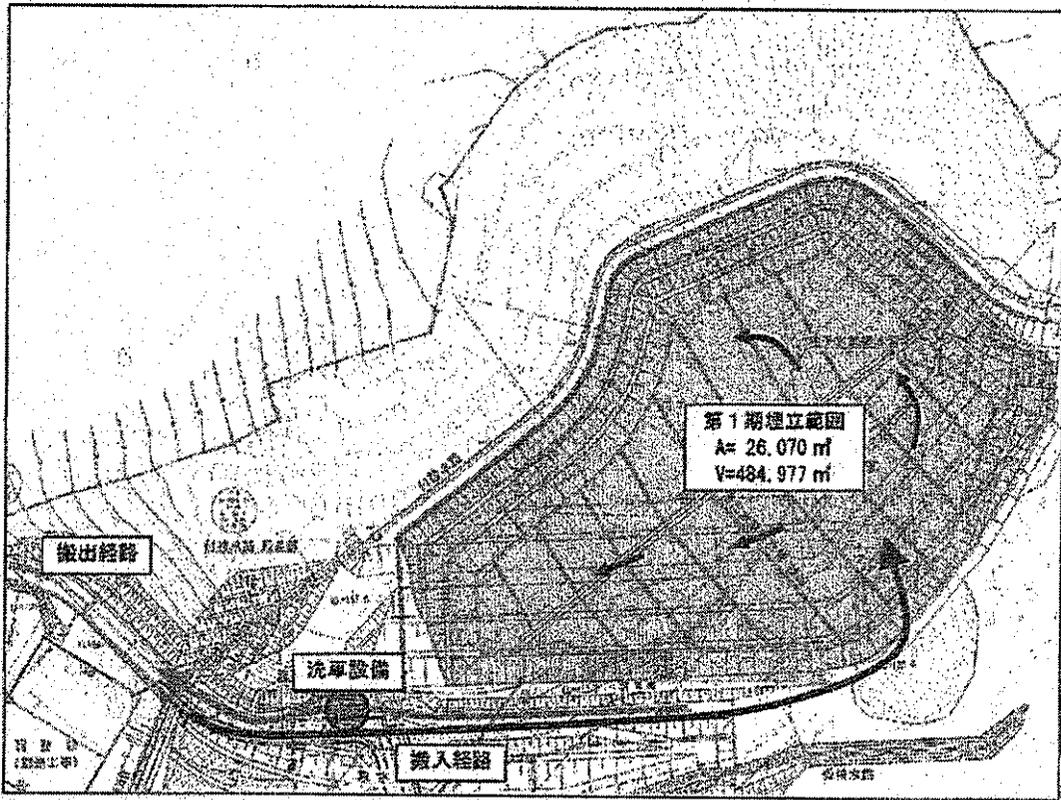
1. 本件処分場については次の理由から中止するべきであり、許可を出すべきではない。
  - ① 災害、洪水の危険がある。
  - ② 地下水もしくは地下滞留水の汚染により、下流域住民の生活井戸、その他の利水に被害が生じる。
  - ③ 申請内容に虚偽もしくは調査不足があり、住民生活環境上の適正な審査が為されていない。

2. 本件処分場計画区域の正確な測量、地質地盤調査等が為されていない。

本件最終処分場計画区域は採石場跡地を利用するものであるが、砕石場跡地には幾つもの巨大な窪みがあり池となっている。これらの採掘穴や沈殿池は少なくとも5箇所あり、最大のもので5000平方メートルの規模を為している。これらの採掘穴や池の合計面積は処分場計画地底部の凡そ3分の1を占め、池の推定深度から総体積は10万立方メートルを越えるものと推察される。しかし、そのような窪地形が業者提出の事業計画や設計図面のどこにも見受けられず、採掘穴の施工処理に係る記載も一切ない。採掘穴部分の地盤とそれ以外の地盤との取り合いはどのように施工されるのか。当設置許可申請の資料においても、採掘穴跡については全く考慮されておらず施工計画の中でも記載は一切無い。本件では、砕石場跡地の底部が平坦であることを前提に許可申請が出されている。このような資料は本件処分場がもたらす災害、水害、水汚染を判断する根本的な性質であるから、このような誤った図面や資料に基づく許可は違法である。



図1：計画地と場内の採掘穴跡 (Google Earth 画像)



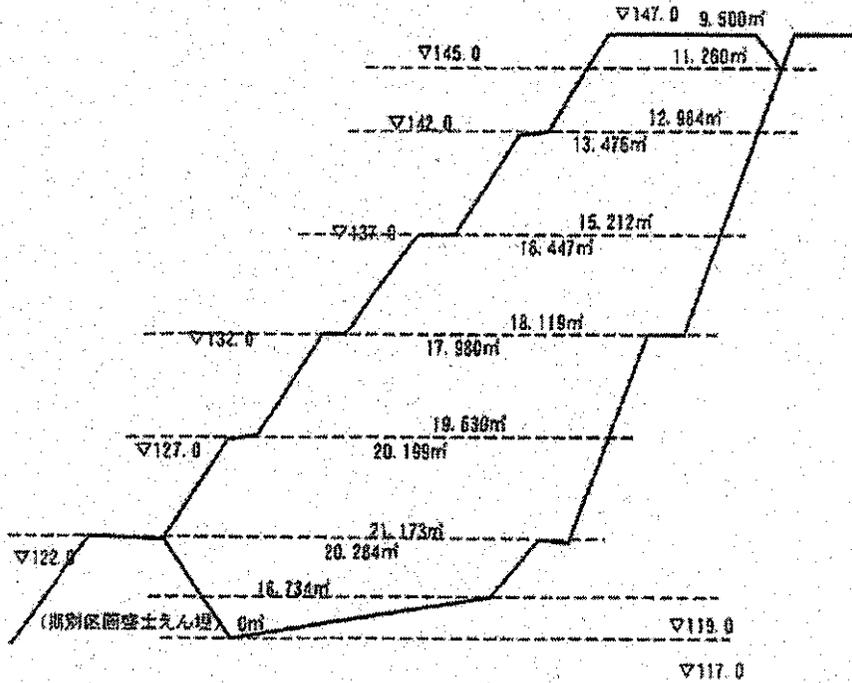
2. 埋立容量を証する断面計算書

埋立容量一覧表

○中間留土なしの場合（通常：埋立廃棄物に崩散物を含まない場合）

	期別数量			累計数量		
	埋立容量	埋立廃棄物	留土等	埋立容量	埋立廃棄物	留土等
第1期 (中間留土なし)	484.977m <sup>3</sup>	399.811m <sup>3</sup>	85.166m <sup>3</sup>	-	-	-

イ. モデルによるスライス断面模式図



ウ. スライス平面による平均断面計算書

平均断面計算書

標高: m	高低差 Δh: m	スライス面積 A: m <sup>2</sup>		容積 V m <sup>3</sup>	累計 m <sup>3</sup>	
		平面積	平均面積			
147.0	2.0	9.500	10.380.0	20.760	484.977	
145.0	3.0	11.260	12.122	36.366	454.217	
142.0	-	12.984	-	-	-	
	5.0	13.476	14.344	71.720	427.851	破線
137.0	-	15.212	-	-	-	
	5.0	16.447	17.283	98.415.0	356.131	破線
132.0	-	18.119	-	-	-	
	5.0	17.980	18.805	94.025	269.716	破線
127.0	-	19.630	-	-	-	
	5.0	20.199	20.686	103.430	175.691	破線
122.0	-	21.173	-	-	-	
	3.0	20.284	18.509	55.527	72.261	破線
119.0	2.0	16.734	8.367	16.734	16.734	
117.0	-	0	-	-	-	

5.1.7.2-3

図2: 申請書別紙で示される埋立範囲と断面計算書

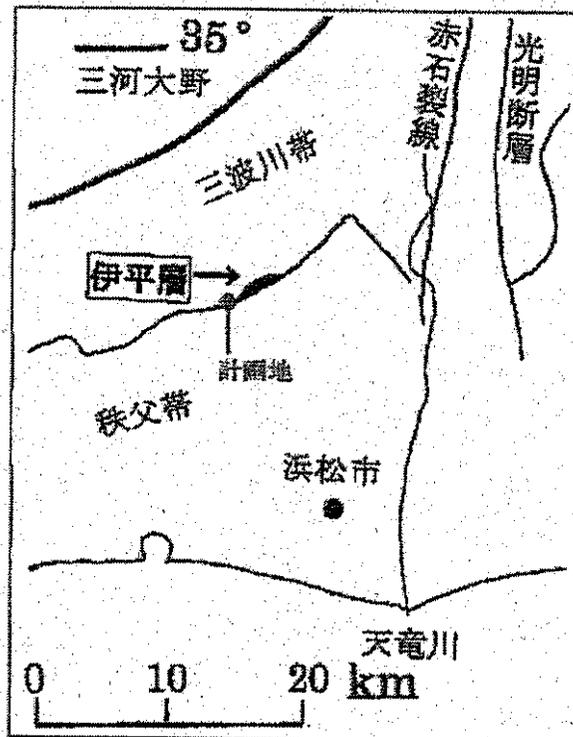
3. 本件処分場計画地の採掘穴跡等の窪みについては廃棄物の埋立て地として使用することが予想される。この場合、採掘穴跡の窪地とそうでない地盤に区分けされ、当然地盤の強度は異なるものとなる。この地盤強度の差異即ち地盤の不均一性は処分場完成後の不同沈下を発生させ、処分場底部の遮水工を破壊する原因となる。地下水汚染と災害の観点から、許可すべきではない。
4. 本件処分場計画地の採掘穴跡の窪み等を土石等で埋め立てた場合も、埋め立て部分と岩盤部との強度差から処分場底部にモザイク状の不均等が生じることは明白である。最終的に数百万立方メートルに及ぶ廃棄物の重圧によって不当沈下が起こる可能性は高い。『地盤沈下調査および工学的検討業務報告書』にはそれら巨大な採掘穴に係る記述は一切なく、掘削穴跡が地盤沈下評価に反映された形跡は無い。このような不十分且つ誤った調査結果による許可は違法である。直ちに採掘穴跡の詳細な性状把握調査を実施して採掘穴跡を含めた施工計画を示し、それに基づいた地盤沈下調査を実施すべきである。当報告書は計画地の現況を正しく反映したのではなく、これを以って地盤沈下の安全性を評価するのは誤りである。
5. 地下水調査、並びに地盤調査の不足。  
本件処分場計画地の底部には大規模な採掘穴が少なくとも5箇所ある。これらの窪地に滞留する池状の水は明確な流入水路が無いにも係らず年間を通して水位が一定であり、降雨後にも窪地縁辺の越水は無く旱魃期においても枯れることは無い。これらの事は、採掘跡の窪地内に自噴もしくは湧出する地下水が存在することを示しており、同時に逸水する水ミチの存在を示唆している。地下水の流路は下流域住民の複数の生活井戸と繋がっており、万が一処分場に汚染が発生した場合には重大な被害を受けることになる。処分場計画地内に存在する巨大な採掘穴の規模と形状や採掘穴底部の地盤性状を把握し、下流部の生活井戸との関連性を調査する方法は存在するのであるからこれを調査するべきである。
6. 本件処分場計画地の底部に存在する複数の採掘穴跡は三嶽鉾山閉山に係る原状回復の工程には含まれていない。上項2で述べたように本件では碎石場跡地の底部が平坦であることを前提に許可申請が出されている。将来不同沈下による災害、水害、地下水汚染を引き起こす原因となる巨大な採掘穴の性状を不明のまま、且つその処理を曖昧にしたまま出された申請に対する許可は違法である。また、本件処分場計画地の東法面にある地すべりブロックに対する地すべり防止工事についても、事業計画者の憚ミダックはあくまでも災害防止のための工事であり産業廃棄物最終処分場設置に係る工事ではないと主張している。しかし、三嶽鉾山の閉山処理には地すべり防止工事は含まれておらず、当設置許可申請書に係る資料においても明らかではない。

計画地の法面の大規模地すべり地形に対する地すべり防止工事は、安全な産業廃棄物処理施設を設置するための工事であることは明白であり、処理施設設置の開発面積から除外されている誤りである。このような不足のある誤った資料に基づく許可は違法である。

7. 「地震動等影響評価調査および工学的対策検討業務報告書」では、L-21-1断層の延長は13.9kmとある。その根拠とする「第四紀断層調査報告書」のL-21-1断層の設定と評価は、現地の地質構造を正しく反映したものではない。三波川帯と秩父帯との境界を為す断層は計画地東側の伊平層の南縁部を通る位置にあり、延長は少なくとも23kmに及ぶものである事は中部地方の構造地質を研究する者にはもはや周知の事実である。(図3参照)

「第四紀断層調査報告書」に記載される計画地付近の三波川帯と秩父帯との境界の位置も誤りであり、地質境界はより北方にある奥山方広寺黒門付近に露頭する断層が定説となっており、一般的な地学案内書の中でも既定の事実として紹介されている。(図4参照)

「地震動等影響評価調査および工学的対策検討業務報告書」の根拠とする「第四紀断層調査報告書」における断層の設定や評価には偏った論理の飛躍が認められ、一般的な認識から掛け離れたものとなっている。現地の地質構造と乖離する資料を以って地震動による環境影響への安全性を評価するのは誤りであり、許可すべきではない。



『伊那谷自然史論集』の図版に一部加筆

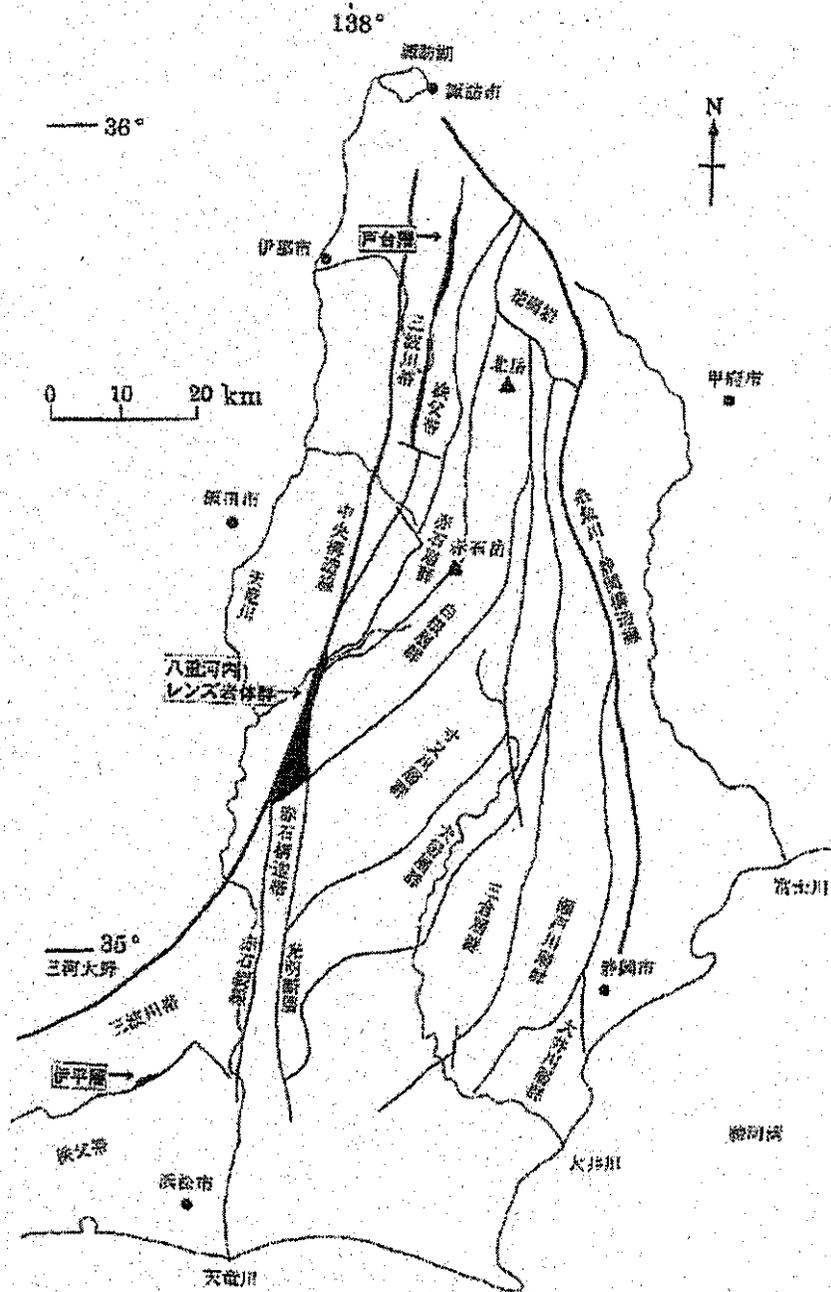


図2 赤石山脈を中心にした構造図  
黒レンズ：黒瀬川帯関連地域

父帯の境にある戸台層などを挟む戸台構造帯と、南方の静岡県浜松市伊平にある三波川帯と秩父帯との境に挟まれた下部白亜系伊平層についても検討する(図2)。

(図 73 参照)。県道から方広寺 (写真 79) の参道に入る⑧地点では、みかぶ帯の玄武岩と秩父中・古生層のチャートが断層で接しているところが観察される (写真 81)。

みかぶ緑色岩類の成り方については、いろいろな説が出されている。これらの岩石は、大陸を作っている地殻の下部や、海の底をつくっている地殻、マントルの上部を作っている岩石と同じものである。したがって、みかぶ緑色岩類は、かつての海洋地殻やマントルの上部が、造山運動を受けて、地表に現われたものであるとする説がある。あるいは、造山運動の際、マントル上部で発生した塩基性のマグマが上昇して地層の中に進入し、分化したもの

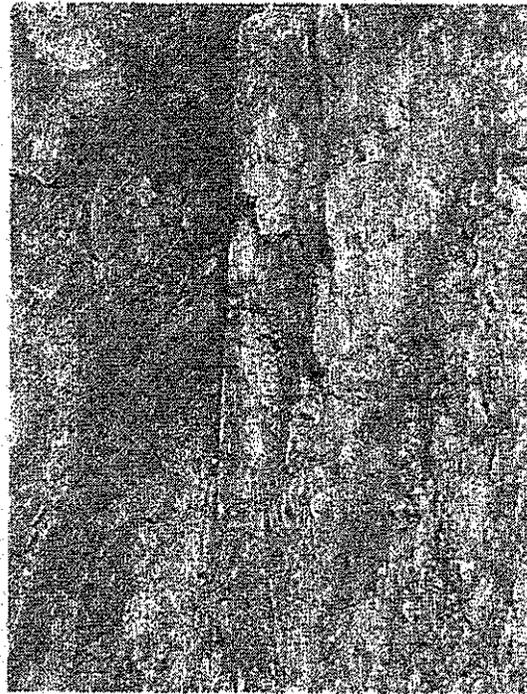


写真81 断層(写真中央)で接するみかぶ緑色岩類(左側)と秩父中・古生層(右側)

であるとする考えもあり、現在問題となっている。ともあれ、これらの岩石は、地表に存在する岩石の中では最も深いところから供給されたものの一つであるので、これらの岩石を調べることによって、地球の深部の様子をより詳しく知ることができる。

奥山からはバスの便も良く、浜松方面への直通バスも多い。

図 4:『えんそくの地学』静岡県地学会編より

8. 「地震動等影響評価調査および工学的対策検討業務報告書」の中で、中部エリアでの中央構造線 (大鹿・中郷・水窪セグメント) の断層型が右横ずれとして記載されている。これまで事業計画者から提出された地形地質に係る報告書や見解書は全て、場内断層はもとより中部地区での中央構造線の活動型や周辺断層の変位方向は一貫して左横ずれと定義同定されてきた経緯がある。断層型は、計画地周辺の変位地形や断層露頭の活動性を推し量り見極める最も基本的な視点である。当報告書の根拠資料とする「第四紀断層調査業務報告書」は、記載内容の異なる段丘分布図を同一図面として掲載するなど矛盾点も多く調査精度と信憑性に欠ける資料である。

9. 「地震動等影響評価調査および工学的対策検討業務報告書」に、計画地内の西側斜面及び東側斜面にある複数の断層破碎帯について記載されている。本報告書では、これらの破碎帯について置換コンクリートや遮水性材料による置換え処理の検討や必要性が記述されている。また巻末2-2、巻末3-3、巻末4-2の現場写真に断層に伴う破碎帯が記載されているが、本報告書や巻末資料の断層破碎部の幅は数十センチ～1mを越え、露頭部の長さも10mを越えると思われるものもある。また、断層破碎部には明らかに断層ガウジと思われる未固結の破碎部も確認できる。これらの軟弱な地層は、「管理型最終処分場事業に係る生活環境影響調査報告書(平成22年5月)」や「設置事業に係る生活環境影響調査報告書(平成22年6月)」、あるいは株式会社環境地質による「第四紀断層調査業務報告書」や見解書の中で雨水等浸透水による風化部とされ、いずれも数センチ程度の幅でありしかも固結しているとされ、場内断層の形成時期や活動度が過小に評価されてきた経緯がある。「地震動等影響評価調査および工学的対策検討業務報告書」は、既に論旨の破綻した報告書や論理展開が変遷し信憑性に欠ける報告書の都合のよい部分だけを繋ぎ合わせ本報告書の根拠としたものである。本報告書を以って地震動による生活環境の安全性を評価するのは誤りである。
10. 設置許可申請書に添付されるユーロフィン日本総研株式会社の「奥山の杜クリーンセンター設置事業に係る生活環境影響調査(旧報告書の有効性に関する調査結果)報告書(平成30年2月)」の中でその有効性を述べられている日本総研株式会社「奥山の杜クリーンセンター設置事業に係る生活環境影響調査報告書(平成22年6月)」は、株式会社ジーベックによる「管理型最終処分場設置事業に係る生活環境影響調査(地質水理構造、ボーリング調査)報告書(平成22年5月)」の調査結果のデータに基づいて影響評価されたものである。この株式会社ジーベックの報告書は、後の平成23年3月に「奥山の杜クリーンセンター生活環境影響調査に関し活断層ではない」という結論に至った根拠資料」として再提出されたが、報告書に記載される計画地の地盤に関わる多くの矛盾点と共に、計画地の地形特に地下水流動の関わる断層の記述に虚偽の内容が明らかになり(元静岡大学大学院林愛明教授の言を騙った記述)、第4回見解書説明会において計画者側から断層評価の根拠としての取り下げが表明された経緯がある。生活環境影響調査は、安全な最終処分場設置を裏付ける最も重要な資料である。本報告書は「地震動等影響評価調査および工学的対策検討業務報告書」と同様に、過去に調査記述の信憑性から取下げられた報告書や論理が変遷し整合性に欠ける報告書の都合のよい部分だけを繋ぎ合わせて本報告書の根拠としているに過ぎない。このような信頼に値しない資料を以って住民生活環境の適正な審査が為されるべきではなく、許可すべきではない。

以上

# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者

設置者：株式会社 ミダック 設置場所：浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆  
産業廃棄物の最終処分場

表題 発生汚泥の処分、活性炭吸着材、キレート吸着材の廃棄処分方法

浸透水は汚水処理装置にて汚濁成分（重金属や汚泥成分など）を最終的に濾過機で濾過し次の工程に移行する。

濾過器からは濾過汚泥（ケーキ）が発生する。それは最終的に同処分場内に他の廃棄物とともに埋め立て処分されるとされる。

外部から廃棄物を受け入れるときには埋立条件に合致するものだけを受け入れ処分するとされている。

同処理施設から発生する汚泥は、ろ過材と浸出水中の汚濁成分を濃縮したもので、外部からの産廃の受け入れ検査と同様、溶出試験や含水率などの管理が求められ、発生汚泥処分の取り扱いについて、外部受け入れ廃棄物と同様の扱いをすること、受け入れ条件外の場合の対処を記載すべきである。

様に活性炭吸着材、キレート吸着材についても廃棄方法を明記すべきである。



# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者:

設置者 株式会社 ミダック 設置場所: 浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆  
産業廃棄物の最終処分場

## 表題 漏れ検知システムの不在 1-68 他

当該処分場は、管理型最終処分場であり、構造的に浸出水により地下水が汚染されないことが求められている。埋設処分場下部には遮水シートなどが地下水汚染防止のために設置されている。

遮水シートが破損し浸出水が漏水した事実は多数を数え、裁判の証拠にも採用されているところである。したがって、破損をいち早く見付け、破損場所を特定することが重要で、そのため各種の漏洩検知システムが開発され実用化され普及している。

現段階は、そのシステムをどう有効に使用しどうメンテナンスすることが望ましいかという段階に入っており、設置するかしないかは前時代である。2017 年廃棄物資源循環学会研究発表会 海老原正明（大成建設）ほか著によれば漏水検知システムを導入施設は 289 施設（公 259、民 30）

浜松市内においては、有害汚染物を埋め立てる管理型処分場よりも汚染度合いの少ない浜北一般廃棄物処分場（公営、灰の木）においてさえ「万一のシート破損に備えて、検知システムを完備する。」とし遮水シート破損検知システム（多数漏れ検知電極の埋め込み設置）を採用し、処分場管理室において漏れ箇所特定するためリアルタイムでモニターしている。

富士市にある富士環境保全公社（産廃、一般廃棄物最終処分場ほか漏水検知システム…測定電極 112 箇所）にもシステムは設置され、県外では熊本など全国で採用されている。

しかし当該処分場は、浸出水の漏洩を処分場下流部地下水取水塔に設置された電導度の異常値で検出するという。しかし当該検知器が異常を検知するとき、破損部の浸出水は地下水と合流希釈されるため既に破損が相当大きくなっていることが推定される。

またどこから漏れているかはその時点では不明で、その破損部特定のためシステムを業者に手配し、設置し、特定作業に入り修復するとの趣旨を説明会で事業者は答弁している。

観測井戸は 1 か月に 1 回の分析であり漏れについては最大 1 か月間汚染継続が推定され、地下水取水塔の電導度計は常時稼働ではあるが地下水合流（希釈）後のため異常の判断がリアルにできず破損対応が遅れ地下水汚染を拡大させる」恐れがある。

なお当該施設のような漏洩検出法は、漏洩検知システムの範疇には入っていない。

また常時モニタする水質項目については、記録紙とデータロガーを使ってその記録を保存させるべきである。



# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者

設置者 株式会社 ミダック 設置場所：浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆  
産業廃棄物の最終処分場

表題 浸出水処理排水の塩化物イオン抑制管理について

現状の農業用水と神宮寺川の塩化物イオン濃度は測定していないが、平成 24 年 5 月 8 日付け見解書（住民の質問に対する事業者の回答）では放流水（＝原水） $8000\text{mg/l}$ とし、現況花見橋で  $5\text{mg/l}$ のところ、予測値  $80\text{mg/l}$ と回答している。

しかし今回申請書では、稲作への影響を与えないと引用されている塩化物イオン濃度  $500\text{mg/l}$ 以下にするために施設からの放流水濃度を  $13000\text{mg/l}$ 以下になるよう焼却灰の搬入を管理するとのことである。

ここで①放流水濃度に2つの値（8000と13000）が示され②排出先濃度＝利水先濃度を  $80\text{mg/l}$ と  $500\text{mg/l}$ の2つの値が出されている。住民への回答値の実に約8倍にもなっている。

- 見解書と許可申請書とも積極的な塩化物イオンの処理ではなく放流先の希釈による濃度低減を求めており、環境保全思想からは反する設計思想で、地元の一人として認めることはできない。
- 処理施設は下流への塩化物イオンの汚染を著しく高めるものである。燃え殻（焼却灰）と記載された廃棄物の処分を依頼された場合、その受け入れは他の品目埋設容量と今後持ち込まれる産廃の量を見ながら適当に担当者が諾否を決められるきわめて主観的・希望的なもので管理とは言えず、放流する塩化物イオンが事業者が言うイオン濃度に収まる保証はない。
- 塩化物イオン濃度は、連続モニターし易い成分であるが当該施設では設備化されていないし、携帯型で測定するとしても、マニュアル化されていないので、塩化物イオンの管理はできない。
- 稲は生産地のさまざまな水質や育て方、日射量など自然環境等によって生産地の味を出している。したがって作物への影響は枯れる、減収とか数値として発現する影響と、数値としてあらわされない味、香り、粘りなどに影響が出る。出たとしてもどう証明するか。社会的に必要な処分場とはいえ一人農業者に不安や負担を押し付けるのは負担の公平性に欠ける。

（参考）では利水先の塩化物イオン  $500\text{mg/l}$ は妥当なのか、

① 熊本県水稲・野菜・イグサの塩害指標は？（土づくりのQ&A）

$25\text{--}240\text{mg/l}$  被害はほとんどない

$260\text{--}380\text{mg/l}$  生育に影響するが減収程度は比較的軽い

$400\text{--}510\text{mg/l}$  植え付け後の活着が遅れる。活着後なら影響少ない

$590\text{--}750\text{mg/l}$  下葉の黄化が見られる。

② 公共用水域の水質の測定と評価方法 - 浜松市（ファイル名：22mizu）では

塩化物イオンによる濃度限界値と障害として活着期  $50\text{mg/l}$ としている。

（静岡県農業技術課（当時）調べ）



# 浜松市告示 301 号に基づく意見書



提出日 2018/6/5

提出者:

設置者: 株式会社 ミダック 設置場所: 浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆  
産業廃棄物の最終処分場

## 表題 処理水質の常時監視

1. 当該処分場の排水水質管理は有機物成分を測定する UV モニター PH 計のみである。説明会では有機物処理が正常に行われていれば、重金属等の処理も正常に行なわれ、基準をクリアできるという旨の回答を論文がないにもかかわらず繰り返してきた。これは排水の管理とは言わない。
2. 放流水の稲作への影響が心配される塩化物イオンについては、別に意見を述べるが、放流水の分析項目に入っていない。
3. 放流水の測定頻度を法に基づき「年に 1 回以上」を事業者は最低の年 1 回としてきた。回を重ねた住民説明会で事業者は年 2 回とした。本来は重金属を含め連続的な測定により排水水質は根拠ある数値を持ちうる。重金属項目を含め全項目とはいかなくても、モニターの設置による連続分析、あるいは自社分析による短周期の分析により、排水の水質を数値として把握し、処理装置の運転状況の評価を行い、法的証明力を有する分析として、第三者による分析を 1 年に 1 回以上とするのが、排水管理といえる。
4. 当該処分場は水質汚濁法上の規制を受ける施設である。排水基準が定められ、排出者はその基準を超えないよう設備を設置し、運転管理する義務を有している。常に排水濃度を把握していなければならない。「今流している放流水の水銀の濃度はどの程度か」「去年は測定したところでは〇〇でした」では管理にならない。
5. そのため当処理場では重金属等の分析器を設置し、分析技術者を配置し、1 か月に 1 回の分析を行い記録すること。年 2 回の第三者分析を実施することを提案する。

# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者

設置者：株式会社 ミダック

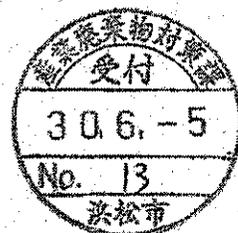
設置場所：浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆

産業廃棄物の最終処分場

表題 環境影響調査に立板沢、背山川は不要か

環境影響調査は神宮寺川合流下流域だけを対象とした環境影響調査書である。つまり立板沢と背山川は神宮寺川合流までは当該私設排水路とするということです。河川は公共財であり、一番影響を受けるのは河川流量の少ない両河川であることは間違いない。

したがって立板沢と背山川の環境影響調査が行われていないことは重大な欠陥である。



# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者:

設置者: 株式会社 ミダック  
産業廃棄物の最終処分場

設置場所: 浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆

表題 処理水の BOD 排水濃度

浜松市の環境保全策の一環として助成されている家庭用合併浄化槽の排水基準は BOD 平均 20ppm とされている。浄化槽法で定められた法定検査によれば我が家の浄化槽の排水 BOD は 5.5ppm で、生物処理の環境を制御することの難しい家庭用でさえこの程度の処理が可能である。

大規模な処理装置の場合は、処理条件-生物処理に条件（栄養物質の注入や PH、温度、酸素供給量の調整など）調整可能であり当該施設からの排水基準装置維持基準（自主基準）はもっと厳しい条件にすることは可能である。水質汚濁防止法の定める基準は 60mg/l であるが、それよりも低い 15mg/l としていることは評価したいところであるが、放流先の河川の水質が BOD 1mg/l 以下と極めて優秀な水質の河川に流すことを考えれば、より厳しい維持基準とすべきではないか。もしハード的に無理というなら、そもそも立地すべき場所ではなかったということである。



# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者:

設置者: 株式会社 ミダック 設置場所: 浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆  
産業廃棄物の最終処分場

表題 降雨量と処理能力

当該産廃処理場の特性として、①処理場の大きさ②長期性（通常 15 年程度で閉鎖緑化復元）③事業主体が民間企業である（最近では公営公社、第三セクターにして保障や住民意見反映のバックグラウンドを確保している）④多種類の汚染廃棄物を受け入れる、ことを考慮する必要がある。環境や人への影響は公私の事業形態によって変わるものではない。

万が一の被害補償ができない

処分場設置により発生した場合の被害補償は、施設や構造物についての損害保険金等については必要に応じて活用するとなっており、対象として農業被害や周辺住民への健康、経済的被害は触れられていない。単独民間企業のため事業者の保障には限界があり、破産により被害者救済が行われない可能性がある。また処分場を分社化することもあり得るので、一層その可能性は大きい。このように当該産廃処理場は一般民間事業者が行う事業としてふさわしくない。

一番心配されるのは豪雨時の対策である。

—過去の全国の豪雨データを参考にする—

浸出水量を算出に当たっては、各種の設計基準に基づき、近辺の三ヶ日の降雨量を使用している。近年の国内各地で発生する豪雨が、当該処分場付近に長期にわたる処分事業中に起きないということは誰も断言できない。したがって浸出水調整槽および処理能力および排水能力を設計するに当たっては少なくとも過去の全国の豪雨の降雨データを使用すべきである。九州北部豪雨（平成 29 年 7 月 5 日福岡県朝倉市）、九州北部豪雨（阿蘇市阿蘇乙平成 24. 7. 11-）などのデータを使って評価すべきである。三ヶ日だけのスポット的データでは大きなリスクを抱えることになる。

全降雨量を浸出水と想定する

浸出水調整槽の大きさを算出するには浸出水の入り（貯留）排出のバランスである。申請書では浸出係数なるものを使用し、蒸発により浸出水が減量されるとしている。しかし浸出係数は、降雨量と晴れ、曇り、雨など気象条件に左右されるもので、とりわけ豪雨の時は雨天曇天が続くことが珍しくない。その場合災害防止を安全側に考えれば全量浸出水とすべきである。

豪雨であっても浸出水をそのまま公共河川に流すことは許されない。浸出水調整槽 10000m<sup>3</sup> と埋立地への緊急例外的冠水容量を考慮したとしても、その分、冠水が解決されるまで時間がかかり、その間また雨に遭遇する可能性も増えるので、浸出水調整槽容量を大原則とすべきである。しかるに前日の残未処理浸出水が次々重なってその容量を超えないか、連続した日量雨量データをもとにシミュレーションを行うべきだ。

逆に災害等を考慮した適正規模の処分場という考え方も必要である。



# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者:

設置者 株式会社 ミダック 設置場所: 浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆  
産業廃棄物の最終処分場

表題 連絡体制-連絡先の誤り 4.1-51

## ④災害発生と防止

a 連絡体制確立の留意点 の図 4.1-20 に例が記載されている。連絡先が連絡先の再編などで名称等変更があった場合には速やかに変更しなければならない。「事故や災害は発生時点での対応が最も重要」とし、「事業所に掲示」するとしている。また「連絡先を夜間も場合も含め明確にする」とは言いつつも、本文書作成時点で古かったり、誤記、選定の厳密性に欠けるまちがいが多々見られ、事業者の「連絡体制」への関心の浅さを示している。

1. 引佐労働センター は 引佐協働センターか
2. 引佐赤十字病院は浜松市の緊急病院には指定されていない。

浜松方式の救急体制では三次救命救急センターでは 3 病院、二次救急（入院や手術を必要とする重症の場合）として 7 病院が指定されているが、記載の引佐日赤はいずれにも該当していない。同病院は老人介護中心の病院となっていると思われる。

3. 引佐奥山自治会長とあるが 引佐奥山自治会長という役職はない。

「連絡体制の例」とことわっているが、「例」とはたとえばの話であり、十分検討の上確定したものを提出すべきであり、ひな形を出すのでは審査の対象になりえない。



# 浜松市告示 301 号に基づく意見書

提出日 2018/6/5

提出者:

設置者: 株式会社 ミダック 設置場所: 浜松市北区引佐町奥山 1397 番 195 他 35 筆  
産業廃棄物の最終処分場

表題 揮発性有機塩素化合物の処理

当該施設は揮発性有機物の汚染物、汚染土壌を受け入れ処理する施設である。

揮発性有機物としてたとえばトリクロロエチレンがあり、それは一時代前には製造業に多用され、多くは、揮発し付近の土壌地下水を汚染し、浜松市内でも汚染土壌の指定区域がいまなお存在し、浜松市により地下水分析が継続されている。

持ち込まれる揮発性有機物はどのように処理され無害化されるのか説明が必要である。

土壌や地下水中での微生物分解については、十分に解明されているとは言えない（水質汚濁研究 Vol. 12 NO. 11 (1989)）、と言われている。末端水質でそれらの排出濃度が仮に基準内であったとしても、処理できたことにはならない。

当処分場について見るなら、ガス抜き管から排出される、水処理曝気過程で大気へ放散されることが考えられる。物資収支から処理できていることの証明が必要である。

なお処分場では発生ガスの分析はしないとなっている。



## 意見書

1. 提出者： [REDACTED]  
住所 [REDACTED]
2. 設置者：株式会社ミダック
3. 場所等：北区引佐町奥山 1397 番 195 他 95 筆  
産業廃棄物の最終処分場
4. 意見： 平成30年5月8日静岡新聞朝刊に「高濃度ヒ素検出、  
1400戸今季稲作断念」の記事がありました。これは、  
霧島連山の噴火後、宮崎・鹿児島両県の川で発生した自然  
災害です。「予期せぬ自然災害」により、県および市は稲作  
断念を農家に要請し、農家も受け入れたとのことです。  
この度の奥山地区産業廃棄物最終処分場において、同様の  
「予期せぬ自然災害」が発生した場合、環境保全および農業  
振興上、市としての責任・補償等をどの様に対応されるのか  
事前に知りたいです。お聞かせください。

以上



18

# 意見書

平成30年6月4日

(1) 提出者



(2) 設置者の名称

(株) ミダック 浜松市東区有玉南町2163番地  
代表取締役 矢板橋 一志

(3) 施設の設置場所及び種類

産業廃棄物の最終処分場

(4) 意見書

次ページによる



### (1) 下流河川の流下能力について

二級河川神宮寺川流下能力について、検討すべく資料が申請書からは見つけ出す事ができません。

このケースでは、事業地から遠州灘までの区間の流下能力を検討する必要が義務付けられていると承知しています。

また、(普)立板川と(準)青山川との合流前の(普)立板川及び、合流後の(準)青山川の流下能力についても申請書から検討資料が見つけ出せません。

### (2) 浸出水の流量計算について

期別埋立て施工完了時については、雨水と浸出水の計算については申請書から読取ることが出来ました。ところが、期別埋立て中間施工時について、近年急激な豪雨の発生率が高い為、申請書内に検討資料が添付されていると理解していましたが、見出す事ができません。一層撤き出し50cmと考えた場合、期別施工面積が広大である為、急激な豪雨に対して覆土の施工が不可能と考えます。埋立て層へ浸透した汚染水は、洪水調整池に流入すると考えられます。

また、申請書 1/2 の 4.1-39~44 までと申請書 2/2 の 5.1.7.4~9 のキャッピング面積に違い有り。

以上(1)(2)についての内容から、気象変動が激しい昨今、施工中の雨水や浸出水の流出検討は必要不可欠であり、申請書の内容不備と受け止めました。

### (3) 浸出水処理施設からの放流水について

浸出水流出水量を 288 m<sup>3</sup>/日と決めた資料の中に、事業者が自社管理として環境基準 2 mg/l の 75 パーセントの 1.5 mg/l と決めた、としています。この 75 パーセントにした理由は、特に定めはなく自社管理値としている。現在の気象変動の激しい状況で、下流河川への汚濁による環境汚染対策として、市担当課としての指導及び地元との調整、また埋立て施工中の排水対策(雨水、浸透水)として 75 パーセントが適当なのか、裏付け資料を示していただきたい。

### (4) 下流域での水田耕作について

水銀、六価クロム、カドミウムなどの流出濃度は環境基準値内とされており、健康には被害無しとしています。しかし、上記項目は地中に蓄積をされます。決して地中分解はしていきません。このことが、問題です。蓄積される値を示していただき、これでも安全であると言う検討資料を示していただきたい。

### (5) まとめ

設置申請書は、既に担当課と事業者との協議により最終完成形として提出されたものと理解をしていました。縦覧期間中の閲覧から感じたことは、担当課から事業者への指導が行き届いてない、と思いました。早々許可を出さずに慎重な審査を望みます。

# 意見書

平成 30 年 6 月 4 日

意見書 (4) 囲み追加分

(1) 提出者



(2) 設置者の名称

(株) ミダック 浜松市東区有玉南町 2163 番地  
代表取締役 矢板橋 一志

(3) 施設の設置場所及び種類

産業廃棄物の最終処分場

(4) 意見書

次ページによる



20 - /

### (1) 下流河川の流下能力について

二級河川神宮寺川流下能力について、検討すべく資料が申請書からは見つけ出す事ができません。このケースでは、事業地から遠州灘までの区間の流下能力を検討する必要が義務付けられていると承知しています。

また、(普)立板川と(準)背山川との合流前の(普)立板川及び、合流後の(準)背山川の流下能力についても申請書から検討資料が見つけ出せません。

### (2) 浸出水の流量計算について

期別埋立て施工完了時については、雨水と浸出水の計算については申請書から読取ることが出来ました。ところが、期別埋立て中間施工時について、近年急激な豪雨の発生率が高い為、申請書内に検討資料が添付されていると理解していましたが、見出す事ができません。一層撒き出し50cmと考えた場合、期別施工面積が広大である為、急激な豪雨に対して覆土の施工が不可能と考えます。埋立て層へ浸透した汚染水は、洪水調整池に流入すると考えられます。

また、申請書 1/2 の 4.1-39~44 までと申請書 2/2 の 5.1.7.4~9 のキャピタゲ面積に違い有り。

以上 (1) (2) についての内容から、気象変動が激しい昨今、施工中の雨水や浸出水の流出検討は必要不可欠であり、申請書の内容不備と受け止めました。

### (3) 浸出水処理施設からの放流水について

浸出水流出水量を 288 m<sup>3</sup>/日と決めた資料の中に、事業者が自社管理として環境基準 2 mg/l の 75 パーセントの 1.5 mg/l と決めた、としています。この 75 パーセントにした理由は、特に定めはなく自社管理値としている。現在の気象変動の激しい状況で、下流河川への汚濁による環境汚染対策として、市担当課としての指導及び地元との調整、また埋立て施工中の排水対策(雨水、浸透水)として 75 パーセントが適当なのか、裏付け資料を示していただきたい。

### (4) 下流域での水田耕作について

水銀、六価クロム、カドミウムなどの流出濃度は環境基準値内とされており、健康には被害無しとしています。しかし、上記項目は地中に蓄積をされます。決して地中分解はしていきません。このことが、問題です。蓄積される値を示していただき、それでも安全であると言う検討資料を示していただきたい。

※6月4日消印の追加分です。

#### 玄米蓄積カドミウム

#### 水田1作当りかんがい用水量

代掻き期 減水深 185mm として1日分 0.185m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

普通期 減水深 25mm として120日分 3.0m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup> 合計かんがい用水量 3.185m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

カドミウム 溶出量割合橋予想値 0.001mg/l 1作当りカドミウム量 0.03185mg --- 水田に蓄積量

1作当り玄米に吸収される量 カドミウムの1%とすると 0.03185mg となり環境基準を上回る。

水田蓄積は主に根に蓄積される為、通常拔根をしないため、毎年蓄積される。

1%の引用 東大名誉教授、農研機構副理事長 肥料科学第35号 1~7 (2013)

### (5) まとめ

設置申請書は、既に担当課と事業者との協議により最終完成形として提出されたものと理解をしていました。縦覧期間中の閲覧から感じたことは、担当課から事業者への指導が行き届いてない、と思いました。早々許可を出さずに慎重な審査を望みます。